

会 議 録

名 称	令和5年度第4回坂戸市立小・中学校学区審議会
開催日時	令和5年10月17日(火) 10時00分 開会・ 10時41分 閉会
開催場所	坂戸市役所401会議室
出席委員氏名	町田 和男、谷 久司、田中 明雄、小川 邦雄、田中 孝次、 田村 善彦、宇佐美 美巳子、山崎 英隆、藤野 真人 9名
欠席委員氏名	高橋 正樹、太田 國夫、河越 恵 3名
傍聴者	0名
事務局職員 職・氏名	教育長 太田 正久 教育部長 浅野 保、岡安 明久、次長 仲島 昭靖、学校教育課長 野口 潤也、 同課長補佐 佐藤 美和子、同係長 関口 彰、同主任 菅 裕太
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 八幡一丁目地区の通学区域における答申(案)について 4 その他 5 閉 会
配付資料	1 次 第 2 資料1 坂戸市立小・中学校の通学区域について(答申)(案) 3 令和5年度第3回坂戸市立小・中学校学区審議会結果
会 議 の 内 容	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	1 開会
教育長	2 あいさつ 太田教育長
事務局	3 議事 八幡一丁目地区の通学区域における答申(案)について 資料1に基づき説明。(学校教育課)
議長	【審議内容】 事務局から説明がありましたが、別紙の上から順にご意見を伺いたいと思いま す。それでは現状について何かご意見ございますか。
議長	特にご意見ございませんようでしたら、次に行きますが。
委員	なし。

議長	次に調査結果について何かございますか。
議長	うなずいていらっしゃる方もいますので、なしということでもよろしいですか。
委員	なし。
議長	次に審議結果のところについてですけれども、何かご意見ありますか。
事務局	事務局から制度の周知のところを一つ補足させていただきます。 手続の後ろ「指定校変更の手続の中で審査なく許可できる」とございますが、通常はこれまでも説明させていただいておりますが、住所のある学区の小・中学校に子供たちが通うこととなっております。 その指定された学校以外の学校を希望されて窓口にて相談手続に来た際には、私どもの方で一度審査をして基準を満たしているかということを確認し、許可する許可しないということを確認し、保護者には回答をしております。 しかし、この八幡一丁目につきましては、手続の中で審査なく許可できるということで、八幡一丁目にお住いの方については、申請があった場合には、審査なくそのまま許可して学校を変更することができるように考えております。 補足は以上となります。
議長	今説明がございましたけれども、それを含めてということで、ご意見はありますか。
委員	今のご説明ですが、許可なくってということで話がございましたけれども、いわゆるその前段で、学区を変更した場合には、審査をしてというようなお話がありましたが、何かの要綱がございましたよね。
議長	指定校変更の要綱ですね。
委員	そうです。その要綱に基づいて審査をするという趣旨ですよ。
事務局	はい。
委員	その後には今度は指定校変更の手続の中で、審査なく許可できるっていうのは、これはどういうことなのかと思ったんですけど。普段であれば、要綱の中で審査しますということが大前提になって、指定校変更の手続が出てきた場合には、許可なくってということは、何を根拠にそういう形になるのかなと思ったんですけど。

事務局	<p>申請の際の住所地が八幡一丁目の地区であるということで、こちらはそれを根拠に、それ以上の審査をすることなく許可をしようと考えております。</p>
委員	<p>上にもありますとおり、特例区域といたしますので、八幡一丁目の特例区域になることで、そういった審査をすることなく、許可ができるようになるものです。</p>
事務局	<p>すみません初歩的な話で、特例区域というのは、定めは何に入っているのですか。</p>
事務局	<p>坂戸市立小中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱というものがございまして、その中に別表という扱いで地理的理由に特例区域というものを設定しております。</p>
委員	<p>要綱があって特例区域が定められて、その要綱の中に審査基準があってそれから別表の中に変更できる場合の要件が列記されている。その中で特例区域があつていわゆる審査なしってということは、細かく要綱を把握したわけじゃないですけど、何か矛盾を感じたんですけどいかがでしょうか。私のイメージでは要綱に適用があつて申請をされた場合は、何らかの審査があつて許可されるのかなと私の先入観があつたものですから。</p>
事務局	<p>要綱があつて特例区域が定められて、その要綱の中に審査基準があつてそれから別表の中に変更できる場合の要件が列記されている。その中で特例区域があつていわゆる審査なしってということは、細かく要綱を把握したわけじゃないですけど、何か矛盾を感じたんですけどいかがでしょうか。私のイメージでは要綱に適用があつて申請をされた場合は、何らかの審査があつて許可されるのかなと私の先入観があつたものですから。</p>
事務局	<p>坂戸市立小中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の3枚目をご覧ください。この別表の指定校変更の条件というものを記載させていただいておりますがその四つ目、地理的理由ということで、特例区域を設定しております。既に成願寺につきましては、この特例区域ということで取扱いをさせていただいております。</p>
事務局	<p>この八幡一丁目につきましても、千代田中学校を学区としますが、特例区域として、坂戸中学校も選択可能ということになりますので、指定校は千代田中学校で選択可能校は坂戸中学校となりますので、保護者から申請があつた際には、住所地が八幡一丁目であるということを確認し、坂戸中学校であれば選択が可能になるということで、手続を審査なく進めてまいるということになっております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>では、答申案の全体として何かございますか。</p>
委員	<p>大家小学校の場合と今回の千代田小学校のケースの場合は、ちょっと内容が違うという説明で理解できたところですが、行政機関が学校の立地条件によって、特例区域の考え方が違っているような感じがするんですけど、これから例えば特例申請等の審査をするときに、そういう2点の考え方に基づいて、考えていく形で差し支えないのでしょうか。考え方が二通りある中で、今後進めるにあたって支障になら</p>

	<p>ないのかなとちょっと心配をしたものですから、その辺の整理をある程度された方がよろしいのかなと思うんですね。私の中で思ったのは、大家地区というのは昔の大家村という区域があって、その行政区域の中での大家小学校。今回千代田小学校に関することは、以前の坂戸町の行政区域の一学校。いわゆる区域の設定の違いがされていることで全然違う、その中で大家小学校の場合には、区域を変えて入西小学校に通う子がでてくるところの問題があって、とりあえず当時の審議会の議論の中では、学区まで変更することはない、確かそういう考え方で整理がされて、大家小学校の学区は、大家小学校に通う子はそのままでいきましょうというような議論になったと記憶しています。それで特例区域として定めて入西小学校に行く子は行く子でってことその辺の考え方の違いが、いわゆる何らかの形で整理されておいた方がいいのかなと、行政区域が同じであれば、千代田小学校と同じようなケースで認めていますよ、あるいは行政区域が変わる場合には、基本的にはその学区はその区域に置いた上で特例として定めていきますよというような形の方がなんとなく整理がつくのかなと思ったのですが。以前に記憶では戸宮とか石井とかの学区変更が勝呂小学校から千代田小学校に変わったっていう経緯があるので、その辺の考え方を整理が必要な部分も出てくるかもしれないですけど、何らかの形で整理されておいた方が、例えばの話、議会とか住民の説明だとかいったときに、その辺の整理が必要なケースが出てくるのかなって心配をしたものですから、あくまでも意見でございます。</p>
議長	ありがとうございます。意見を伺ったということでよろしいですか。
委員	はい。
議長	他にございますか。
委員	指定校変更の通常審査というのは、どういう審査を行うのですか。
事務局	<p>教育的配慮であったり、転入転出転居に係るものであったり、家庭の事情等ですね、指定校変更するものはいくつかあるのですが、例えば家庭の事情を例にとってお話をしますと、子供が家に帰る時間に誰もいないので、本来であれば、A小学校だけれども、A小学校から帰った後に誰もいないので、子供が心配である場合に家が留守になってしまうので、知り合いの家があるB小学校の方に、うちの子を預かってもらいたい、だからB小学校に通わせて欲しいというケースがこの留守家庭の場合というふうになります。そうしますと、父母の勤務に関する証明書や、B学区に住むお知り合いの方の許可を得ていますよという書類をこちらで確認して審査させていただくことがあります。</p> <p>教育的配慮につきましても、身体的理由で指定校変更を希望する場合には、医師の診断書を見た上で私どもの方でそれに適するかどうかっていうのを審査させて</p>

	<p>いただいているということになります。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>父母の勤務に関する証明書等ですけど、内容は勤務先の場所とか、父母の勤務時間とかそういうのが証明されていれば、事務局としては判断しているのですか。</p>
事務局	<p>実際に勤務している職場の方から、勤務時間や実際にその方を雇用しているという証明書を出していただいて、それを基にこちらで判断をさせていただいております。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
	<p>4 その他 答申の手交について説明（学校教育課）</p>
	<p>5 閉会</p>